

景観配慮協議結果通知書

鎌倉景第 989-1 号

令和3年（2021年）9月17日

伊藤 成幸 様

鎌倉市長 松尾 崇



次のとおり通知します。

景観協議番号	第 3-11 号
土地利用類型 の 名 称	海浜住商複合地
景 観 地 区	<input checked="" type="checkbox"/> 内（鎌倉景観地区） <input type="checkbox"/> 外
行 為 の 場 所 （ 地 名 地 番 ）	鎌倉市材木座六丁目786番3、786番8
行 為 の 種 類	建 築 物 <input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	開 発 <input type="checkbox"/> 土地の区画の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質の変更
特 定 地 区	<input type="checkbox"/> 内（ <input type="checkbox"/> 由比ガ浜 <input type="checkbox"/> 由比ガ浜中央 <input type="checkbox"/> 鎌倉芸術館周辺地区） <input checked="" type="checkbox"/> 外
協 議 事 項	<p><地区の特性・課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯島トンネルから稲村ヶ崎の区間は、弓状の海岸線、高低差のある地形により、シークエンスが楽しめ、市民・来訪者に広く親しまれている。 ・後背には別荘地・保養地の面影を残す良好な住宅地が広がっているが、敷地の細分化・共同住宅・車対応の商業施設への土地利用転換が目立っている。 <p><景観形成基準に係る協議内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の基調色は基準に適合している。特に外壁には高明度の色を使用し、海浜景観との調和が図られている。 ・建築物の配置や接道部の緑化により、国道134号からのシークエンスに配慮している。 <p>以上のことから、当該景観配慮協議対象行為は鎌倉市景観計画を理解した上で計画されているものである。</p>
備 考	